

被災された皆さまへお知らせ

■住宅等被害の相談について

東北地方太平洋沖地震で建物などに被害があった場合は、資産税課にご相談ください。半壊以上の被害の場合、現地調査などを行います。今後、手続きに必要な場合がありますので、写真などで被害状況を記録しておいてください。

なお、保険金や融資などの申請に「り災証明書」の交付が必要な人は、被害の状況が確認できる写真と印鑑をご準備ください。

◆問い合わせ・相談先…本庁資産税課(内線 355・356)

■心と体のケアについて(ストレス健康相談)

地震により強いショックを受けると、人の心と体にはさまざまな変化が起こります。これは日常とはかけ離れた大変な出来事に対する正常な反応です。

被災後、約2～3週間は体調の変化が起こりやすくなりますが、多くの症状は時間の経過とともに回復します。そのためには、①日常生活のリズムを保つ②深呼吸やストレッチ体操③気持ちや体験を言葉にする——ことが大切

です。

それでも、心身の苦痛が大きかったり、長く続いたりする場合は、保健師などに相談してください。特に高齢者や子どもには、普段以上に言葉を掛け、見守るようにしましょう。

◆問い合わせ・相談先…本庁健康増進課健康づくり係(内線 832)、各総合支所保健担当課

■その他(生活福祉資金・融資・ごみ収集など)

【生活福祉資金】地震で被災された世帯を対象に、生活費(限度額 10 万円)の貸し付けを行います。

◆問い合わせ・申込先…市社会福祉協議会(☎ 6158)

【日本政策金融公庫】

■中小企業対象相談窓口 地震により被害を受けた中小企業の融資や返済相談に応じます。

■中小企業災害貸付 店舗や機械、商品などへの直接被害や、地震による売上減少などの間接被害を受けた中小企業を対象に、災害貸し付けを行います。

◆問い合わせ…日本政策金融公庫一関支店(☎ 0191 23 4197)

【ごみ収集など】

◎燃えるごみの収集…毎週㊦・㊧曜日の地区は㊦曜日、毎週㊨・㊩曜日の地区は㊨曜日のみ実施します

◎燃えないごみとリサイクル…当面休止します

◎し尿…各許可業者にお問い合わせください

※震災によって壊れたものの収集については、別にお知らせします

◆問い合わせ…本庁生活環境課生活衛生係(内線 215)、各総合支所環境衛生担当課

【漏水防止】

地震の影響で、宅地内の水道管や蛇口・給湯設備が壊れ、漏水している恐れがあります。早急に「全ての蛇口を閉めた状態で、水道メーターの針が回っていないか」「給湯設備付近で水漏れがないか」などを確認してください。

漏水を発見した場合は、速やかに市指定給水装置工事業者に連絡し、修理してください。

※漏水の修理費用や漏水分の水道料金は、お客様負担となります

◆問い合わせ…市水道部お客様センター(☎ 4901)

【救援物資】沿岸部の被災者への救援物資を募っています。日程は追ってお知らせします。

◆問い合わせ…本庁総務課(内線 432)

【選挙】4月10日㊦に予定されていた岩手県知事・同県議会議員選挙は、延期(期間は未定)となりました。

◆問い合わせ…市選挙管理委員会(内線 453)

■義援金について

次のとおり、義援金を受け付けています。

【日本赤十字社】(全国)

受付方法 郵便振替

加入者名 日本赤十字社 東北関東大震災義援金

口座番号 00140-8-507

※「東北関東大震災義援金」と通信欄に記入で、手数料無料

【中央共同募金会】(全国)

受付方法 郵便振替

加入者名 中央共同募金会 東北関東大震災義援金

口座番号 00170-6-518

※「東北関東大震災義援金」と通信欄に記入で、手数料無料

【岩手県】

受付方法 郵便振替

加入者名 岩手県災害義援金募集委員会

口座番号 00100-2-552

※「東北関東大震災義援金」と通信欄に記入で、手数料無料

【奥州市】

受付方法 岩手ふるさと農業協同組合奥州市役所本庁支店

口座名義 東北地方太平洋沖地震奥州市義援金口

口座番号 普通貯金 0002591

※J A 岩手ふるさと本・支店のみ、振込手数料無料